

○騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

平成24年4月1日

土浦市告示第85号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき，騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域をそれぞれ次のとおり指定し，平成24年4月1日から施行する。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域並びに同法による用途地域の指定のない区域